平成19年（2007年）10月９日

報道各社　様

担当：札幌市消費者センター調査指導係
TEL728-2111

市内で電動式ルームランナーの走行ベルトに腕を巻き込まれ、皮膚移植を要する重傷事故が発生

先月中旬、市内の小学生が電動式ルームランナーに腕を巻き込まれて皮膚を損傷し、皮膚移植手術を要する重傷を負いました。

事故品の取扱説明書には、「使用中に子どもを近付けない。」「使用中、衣類等の端が回転部に巻き込まれないよう、ひも類の無い着衣で使用する。」などの注意書きがありましたが、現在10社以上が製造・販売するルームランナーの多くが外国製と思われます。

また、ルームランナーには、①モーターの力で前から後ろに流れる走行ベルト上を走る電動式、②人の脚力で前から後ろに走行ベルトを動かしながら走る自走式、の２種類があります。この電動式の中には、事故品と同様（下記①～③）の商品があり、注意が必要です。また、巻き込み事故が発生した場合、走行ベルトが自動的に停止する安全装置の無い商品も見られ、使用を誤ると大人でも思わぬ事故に遭う危険性があります。

事故品と同様の商品をお持ちの方、特に小さな子どものいる方は、使用中に自らが注意することはもちろん、作動中の機器周辺には絶対子どもを近づけないよう、十分注意してください。

注意が必要なルームランナーの形状（電動式の場合、特に注意が必要です）

①走行ベルトを回すローラーに保護カバーが無く、ローラーがむき出しの状態で回るもの。（事故品はこのような形状）

②走行ベルトを回すローラー周辺にカバーが無く、すき間のあるもの。（巻き込み事故が発生した場合、すき間から走行ベルトと一緒に機器内部へ身体が引き込まれ、重傷を負う可能性がある。事故品はこのような形状）

③走行ベルトの面積が広い上位機種等、最大時速15㎞前後の走行が可能な電動式ルーム

ランナーで、走行ベルトを回すモーターが強力なもの。（巻き込み事故が発生した場合、走行ベルトにモーターの強い力がかかるため、より深刻な事故となる可能性がある。事故品はこのような強力型）

なお､ルームランナーによる事故は当センター初の事例であり､事故再発防止のため､販売店及び製造業者へ連絡したところ､｢販売商品でこのような事故が起きたのは初めて。製品事故として所轄官庁（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）に報告し、事故に遭われた方には誠意を持って対応する。」との回答がありました。

札幌市消費者センター消費生活相談室℡728-2121。受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前９時から午後７時まで。ただし、面接相談は午後４時 30 分まで。

事故概要

商品	電動式ルームランナー
相談年月	平成 19 年９月
事故年月	平成 19 年９月
当事者	小学生
購入方法	通信販売
購入日	平成 14 年ころ

事故内容

母親が電動式ルームランナーを使用中（時速約 4.5㎞。機器の最大可能速度の約 30％程度で使用)、子どもが機器の後ろを通過し、近くに座り込んだ。その際、機器近くに置いた手が、ゴム製走行ベルトの上面に触れたため、腕が回転する走行ベルトと一緒に機器内部に巻き込まれ、機器のすき間（資料１、資料２ 機器断面図参照）に挟まって抜けなくなった。

母親は直ちに機器を止め、子どもの腕を抜き取ろうとしたが、機器の力で腕が奥まで引き込まれ、自力で抜き取ることが出来ない状態だったため、救急車を要請。救急隊員と消防レスキュー隊員が機器の部品を取り外して腕を抜き、子どもを病院に運んだ。

当初、さほどの怪我でないように見受けられたが、日が経つにつれ、ゴム製走行ベルトの動きを停止するまでに被った、走行ベルトによる摩擦熱と擦過の影響が出始めた。

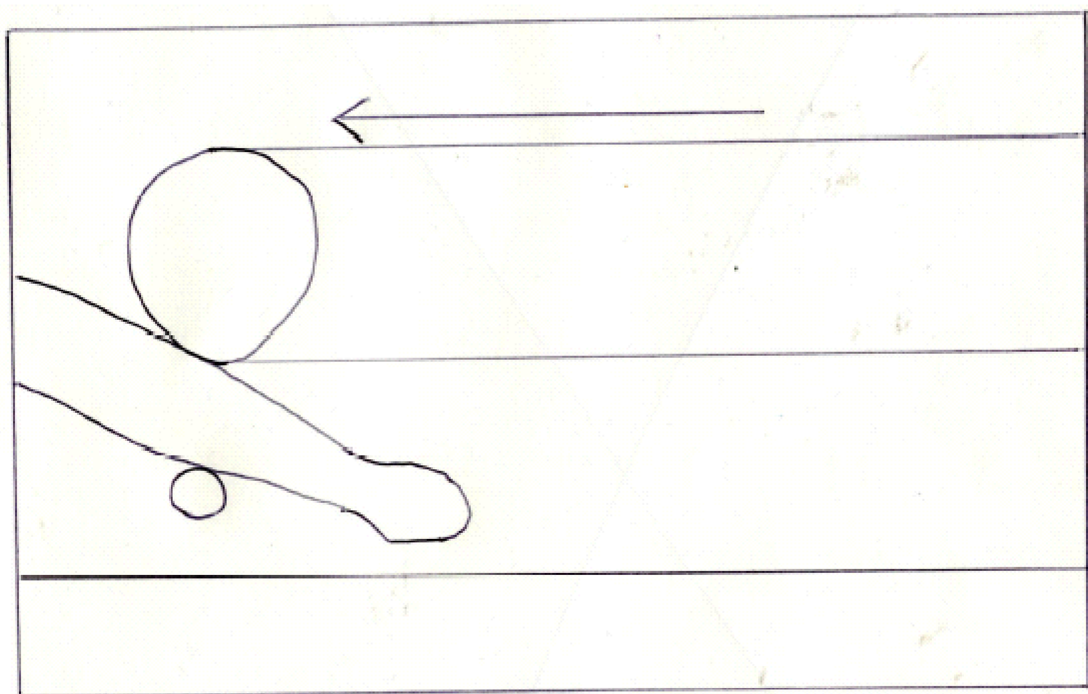
受傷箇所の皮膚は壊死状態（資料３）で、影響は真皮にまで及ぶ模様。

医師の診断は、「皮膚の挫滅創（衝撃等により、組織がつぶれるような損傷）。完治まで数回の皮膚移植手術を要する見込み。」とのこと。

【資料１】



【資料２】



【資料３】

